

事務連絡
平成22年11月22日

都道府県旅券事務主管課長 殿

外務省領事局旅券課首席事務官
福島 正則

担当：総務班 井上
管理班 佐々木
電話：03(5501)8000
内線：4942, 3175
FAX：03(5501)8166

旅券発給制限事由該当者等からの一般旅券発給申請の取扱いの変更

1 旅券発給制限事由該当者又は該当が疑われる者からの一般旅券発給申請については、これまで「先ず渡航事情説明書等を提出させた後、外務省から旅券発給の可否につき連絡を受けた後、申請を受理する」取扱いとしてきました（処理基準第8章2.「該当事案の一般的取扱い」参照）が、今後は、かかる者からの申請であっても、「渡航事情説明書等の提出時に一般旅券発給申請書等を提出せしめて申請を受理する」取扱いと変更することとしました。

つきましては、本事務連絡接到後は、旅券発給制限事由該当者等からの旅券発給申請があった場合には、一般旅券発給申請書等通常の申請に必要な書類等も同時に受領願います（注）。

なお、上記以外の本件手続については、基本的にこれまでと同様の取扱いとします。

ただし、本件審査の結果、旅券を不発給とする場合は、旅券法第14条に基づく処分通知書を当省で作成の上、都道府県旅券事務所を通じて当該申請人に通知することに改めます。（限定旅券を発給する場合の処分通知書（教示事項を含んだもの）は、現行の取扱いとおりです）。

2 本件変更を踏まえ改訂した処理基準を別添します。



（了）